

平成16年度第2回大阪家庭裁判所委員会 議事概要

(大阪家庭裁判所事務局総務課)

平成16年12月9日(木)に開催された平成16年度第2回大阪家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成16年12月9日(木)午後3時00分から午後5時まで

2 場所

大阪家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 赤井兼太, 泉耿子, 加藤治子, 北澤和彦, 久貴忠彦, 黒川和子, 永田祥子, 永田広道, 井越正人, 中本和洋, 村地勉, 中田昭孝(敬称略)

(事務担当者) 秦稔幸, 池田善信, 津村勝俊, 小西義孝, 岡本光弘

(庶務) 新谷誠, 正木英雄

4 議事 (: 委員長, 委員長代理, : 委員, 事務担当者)

(1) 所長のあいさつ

(2) 新委員の紹介

(3) 意見交換

ア 委員長の選任について

委員長の選任についての協議に入りますが、皆様の意見を伺う前に、委員長代理として提案させていただきたい。これまでの当委員会の運営の実績や委員

長としての負担の大きさを考えると、開催に当たっては事前準備、そのための庶務担当や職員との連携、委員会当日の進行などを円滑に行っていくことが必要だが、そうすると、裁判所の責任者である所長が委員長となって、委員会と裁判所との間の連携を保ち、裁判所側にも適時適切な指示等を行っていくことが、円滑に運営をしていく最もよい方法であり、そのことによって、実質的な議論が進められるような運営も可能となると思われる。私としては、委員長にはこれまでどおり当庁の所長が相応しいのではないかと考え、冒頭でその提案をさせていただきたい。これについて御意見があれば伺いたい。

昨年12月の第1回のときにも、この委員会の役割が国民の意思を裁判所の運営に反映させるという趣旨を考えると、一般市民の方が委員長もしくは委員長代理になるのが筋であり、昨年の時点ではスタートでもあるので委員長は所長でやむを得ないが、委員長代理はできれば裁判所以外からなるべきという意見を申し上げた。しかし、その後、委員長代理にも裁判官である村地委員がなり、今回また、委員長が所長となると今後も委員長と委員長代理は常に所長と裁判官委員の当て職みたいになってしまうのではないかという危惧を持っている。そうすると家裁委員会の本来の趣旨が全うできないと考えるが、これまで学識委員から委員長代理になっていただけの方が出なかったという点と、中田所長については反対しにくいという点を考慮すると、筋論は別として今回はあえて反対はしないこととしたい。ただ、次に異動等があったときには、せめて委員長代理には一般市民の委員を選定して、当委員会の運営についても市民がリードできるようにしていただきたい。

私としては委員長代理と同趣旨で、所長に委員長をお願いしたい。

私も、当委員会は裁判所で抱えている問題について委員の意見を聴いて運営に反映させていくということであり、所長が委員長でよいと思う。

それでは、大方の委員の御賛同を得たということで委員長には所長である中田委員をお願いするということによろしいか。

(各委員) 異議なし。

それでは、満場一致で中田委員を委員長に選任し、今後の進行は委員長にゆだねる。

イ 前回までの意見交換を踏まえて

前回までの委員会でいただいた貴重な御意見について、裁判所の方で検討を進めて運営に反映させた点等について、その概要を係から報告する。

前回、補導委託について、もっと積極的に広報をするべきという御意見をいただいた点について、配布資料にあるとおり、当庁のホームページに11月から補導委託についての記事を掲載することとした。

補導委託先の開拓について努力した結果、進展した点について報告する。11月1日付けで京都府内の日本料理店を新規登録したのと、和歌山県内の温泉旅館と大阪府内の左官工事を主とする内装業者の2件について、補導委託先として登録するよう準備中である。また、短期間の社会奉仕活動の委託先として大阪府内の2箇所の老人保健施設に対して、補導委託の趣旨を説明して協力してもらえよう手続を進めているところである。

ウ 成年後見制度の在り方について

このテーマに入る前に、前回の委員会で確認したとおり、配布資料や取り上げるべき論点等について委員有志の方に集まっていたいただいて準備検討会を実施し、そこでいただいた意見を基に資料等を準備したので、その点について庶務担当者から簡単に説明する。

事前配布した成年後見に関するパンフレット等以外に、討議の参考として、本制度開始時の平成12年4月以降の当庁及び全国の申立件数の推移の統計を用意したほか、準備検討会での御意見を基に、従前の禁治産制度時代との比較をするための統計、当庁で複数の後見人を選任した事例の統計、任意後見人に関する申立の潜在数を知るための任意後見契約の登記数の統計をそれぞれ準備し配布した。

続いて、今回の意見交換の前提となる事項の理解を深めていただくために、後見関係事務を担当している現場の主任書記官から説明する。

別紙第1のとおり

続いて、今の説明にもあった、当庁で検討中の利用しやすい成年後見制度とするための運用案の概要を担当者から説明する。

別紙第2のとおり

これまでの説明や配布資料を参考に、意見あるいは質問又は感想等をお聴かせいただきたい。

成年後見制度になって申立件数が増えてはいるが、一説によると日本で現在誰かの援助が必要な方は100万人を超えていて、数年後には200万人に達するという話もあり、全国で年間1万7000件しか申立がない現状を見ると、潜在的な需要があるのに利用されていないこととなり、その原因が何かを分析する必要があると思う。ちなみに同じような制度であるドイツの世話人制度では、年間で100万人の利用があり、利用が多すぎて財政的に困っているとのことであり、それと比較すると、日本でももっと利用があるべきである。少ない原因としては、この間の準備検討会では、もっと制度の広報の在り方を工夫すべきという点と、申立に関する手続の簡略化をして専門家でなくても誰でもできるような手助けをする機関が必要ではないかという意見が出た。広報という点では、先ほど見せていただいたスライド等をホームページに登載して誰でも見られるようにしてほしいと思う。

成年後見制度には大きく分けて任意後見と法定後見の二つがあって、法定後見には更に後見、保佐、補助の3種類があり、立法の際にも、単に後見と言った場合に広い意味の成年後見制度全体と狭い意味の法定後見の中の後見とで混乱するのではないかという危惧があった。ただ、高齢者等の身体面をサポートする介護保険制度の導入が先に決まっていた、高齢者等の財産面をサポートする成年後見制度を同時にスタートする必要があったために短期間で検討作業を行わざるを得なかったために、ネーミングについて十分な検討ができなかったといういきさつもある。そのため、もっと一般の人にも各制度を区別して理解できるような広報をする必要があると思う。立法段階では、補助の制度はもっと気軽に使える、必要が生じたときに申立をして仕事が終わればそれで済むという感じで短期間で十分に目的が達成できる制度として考えられていたが、結果として利用率が低いのはなぜかを考える必要がある。成年後見制度をPRする場合には、それぞれのニーズに応じて利用できるように、任意後見、法定後見の中の後見、保佐、補助のそれぞれの違いを明確にして説明することが必要だと考える。配布資料でも法定後見のうちの後見だけが中心になり、保佐や補助の説明がほとんどない点が問題ではないか。

大阪家裁の後見専門の係というのは、何人の職員で構成されているのか。
裁判官2人に、調査官5人と書記官4人と事務官1人である。

その人数で年間700件もの事件を担当するのは大変ではないか。そういう状況で、家庭裁判所としては、この制度を更に利用してほしいと思っているのか。

もちろん、必要な方には大いに利用していただきたいと考えている。

そうすると広報についても家庭裁判所で積極的にしていきたいということによいか。

広報もしていく必要があるとは考えている。ただ、先ほどの意見にあつた100万人もの潜在的な利用者があるという点だが、そういった潜在的な需要の掘り起こしまでは裁判所の役割とは考えていない。裁判所というのは基本的には、必要な方が申立をした場合、その事件についてきちんと判断するという機関である。もちろん申立が多くて現在の物的人的態勢で足りないということであれば、所長としては上級庁等に働きかけて必要な態勢を整えるよう努力する責任はあると考えている。

私自身、成年後見制度については、名前を知っていた程度で、今回初めて内容を詳しく勉強した。ただ、事前の配布資料だけでは何のことがよくわからず、先ほどの話にもあった後見、保佐、補助の違いというのも全くわからなかった。そこで自分で過去の新聞記事を検索して読んでみたりしてようやく理解できた。そうすると、一般の人にとって、裁判所で配布する資料だけで制度を理解しようというのは困難だと思うが、裁判所には一般の人が来て相談できる窓口というのはあるのか。

家事相談の窓口があり、そこで資料等を渡して具体的事案に応じた手順の説明をしている。

今後はやはり認知症の方への対応というのが重要だと思うが、その対応のためには自治体との連携が必要ではないかと思う。

資料については、学識経験者委員の方でもわかりにくいということであれば、もっとわかりやすいものへの改訂も含めて検討したい。

今の意見と同様で、今の資料はあくまで後見人となった人向けでしかなく、逆に言えば、一般的な後見を受ける立場の利用者の視点が欠けていると思う。誰もが呆ける可能性がある以上、自分が呆けてきたときを考えながらどう利用すればいいのかがわかる資料が必要だと思う。本来は、少し呆けた段階で補助

から利用して、進行していくに連れて保佐、後見と利用していくというのが望ましいと思うし、家庭裁判所にとっても、いきなり後見から申立される場合よりも負担が減るのではないか。私も新聞検索をしたが、新聞でもその点について具体的に理解できるよう利用者の立場に立って書いている記事がほとんど見つからなかった。したがって、広報の在り方としては、一般国民が、自分が呆けたときにどれだけの費用でこういったサービスが受けられるのかが具体的に想像できるような形で行えば、制度利用も進むと思う。

調停委員として担当する親族間の紛争には、親の介護をめくっての紛争もたくさんあるが、例えば、親の資産が数百万円しかないがその範囲で今後の面倒を見るにはどうすればいいかという悩みを持っている方もいる。その場合には家事相談を紹介したりしているが、やはり後見人の報酬を含めて経済的な面についてもう少し具体的な説明もすればもっと利用しやすくなると思う。

親の資産について誰が後見人になって管理していくのかという点で親族間に紛争がある場合、裁判所ではどのように調整していくのかをもう少し具体的に説明していただきたい。

そういう紛争がある場合には、原則として弁護士や司法書士などの第三者を後見人に選任する。具体例では、自分が事実上ある程度管理していたが、親族間で紛争があるので正式に後見人になってやりたいと親族の一人が申し立てて来た場合でも、結果的には第三者が後見人に選任されることも多く、その場合、それまでは申立人がある程度自由に管理できていたとしても全ての管理権は後見人に移ることになる。これは、後見人に誰を選任するかは本人の保護の観点から裁判所の権限であって、申立人の意向等に左右されないという法制度のためである。

そうすると、それを聞いて申し立てるのを止める人もいるのではないか。

そういう例もあるし、申立後に取り下げる例もある。ただ、後見人が選任されてしまったから、自分の思いと違うから後見を止めたいと言われても、後見制度は被後見人を保護する制度であり、申立人の意向で止めることはできない。本人の能力が回復して保護の必要がなくなる場合か、本人が亡くなるかということでないとは後見の手続は続くこととなる。

知的障害者の福祉という観点からも、この制度をもっと簡易に利用できるよ

うになればと思う。先ほどの立法趣旨の説明では、この制度は高齢者の財産保護という観点からスタートと思われるが、最近、知的障害者にも年金が給付されるようになり、親の遺産が入る場合なども考えると、その財産の保護が必要と思われる。しかし、成年後見制度を使うためには、経費もかかるし手続きも難しい。また、保護者の同意を取る必要があるけれどもその同意も取りにくいという制約もあり利用が困難と思われる。これらの問題を解決しようとする、裁判所だけでは困難で、行政あるいは社会福祉法人等の第三者機関などが入って、更に弁護士や公認会計士あるいは社会福祉士なども加えて、法律と福祉を一体化した制度にすべきだと思う。そういう観点から、配布資料では、被後見人について年齢別とかのデータはあるが、精神障害者等の利用状況を見るために診断書上の障害別のデータもあれば教えていただきたい。

御指摘の点は調べてみる。

私には90歳を超えた伯父夫婦がいて、2年前に二人が倒れたときにこの制度の利用を考えて裁判所に相談に行き、丁寧に教えてはもらったが、手続きに時間がかかるのと鑑定に相当の費用がかかるため利用はしなかった。また、現在の状況はそれより進んでおり、勝手に契約等をして危険だと感じることもあって保佐が必要な状況と思っているが、それでも見た目はしっかりしているので鑑定できちんと判断してもらえるのかという気持ちもある。あと、補助、保佐、後見と3段階あるが、基本的に高齢者の場合症状は進行するが、手続きごとに3回個別に審判を受けなければならないのか、最初の1回で済まないのかといったこともポイントではないか。それと、先ほどの100万人の潜在需要という点で、どういう人がこの制度を利用したらメリットがあるのかという点がわかれば、利用者の判断が容易になると思う。

手続としては、やはり本人の症状によるので、それぞれの段階での申立、鑑定、審判が必要になる。制度を利用するメリットという点は、実際の申立例を見ると、遺産分割するとか、銀行から預金を下ろすために必要と言われたのがきっかけという場合が多い。今の事例でも本人の保護のためには利用されるべきと思う。ただ、デメリットというか、後見が始まると被後見人は選挙権がなくなったりする点も考慮する必要があるし、後見人になる人にとっても、事実上の管理時と違い、定期的に裁判所に財産状況の報告をする必要があるという

点もきちんと認識していただくことが必要である。

鑑定の点は費用がかかるということ以外に鑑定人の選任等も手間がかかると思うが、今の運用としては、保佐や補助でもすべて鑑定をするのか。

後見と保佐はすべて鑑定するが、補助については原則診断書だけであり、場合によって鑑定する場合もあり得るという程度である。

立法に携わった参事官らが書いた文献で、補助を利用すればよい例として売買・賃貸・消費貸借・保証・担保物権設定等の契約をする場合や登記の申請、遺産分割などの場合、あるいは介護保険や施設入所又は医療の契約をしたり要介護認定の申請をする場合が挙げられている。裁判所でPRするときも、そういった事例を挙げて後見、保佐、補助の違いをわかりやすく説明することが必要ではないか。

裁判所のパンフレットは、制度を利用しようと決心している人には有益だが、利用したいが、どんなものかわからない人にとっては役に立たないと思う。ここには具体例として家を売る、福祉サービスを受ける、遺産分割をするという3つしかないが、もっと、実際の利用例を含めた例示を増やして、どういう場合にどの手続を利用すべきかがわかるようにする必要がある。また、どのくらいの期間で結論が出るのかも必要だし、費用の点も申立費用以外に鑑定費用や第三者後見人を選んだ場合の費用なども具体的な目安を書く必要がある。結局、利用する場面、利用にかかる期間、利用にかかる費用の3点を具体的に書かないと役に立たないと思われる。

実務を担当した経験からすると、具体的な利用目的を前提にどの手続を使うべきということは裁判所の立場としては言いにくい。どの手続を使うかというのは最終的には本人の精神状態がどの程度かということをもとに決定する制度であるため、そういった具体的な目的を加えた形での広報をした場合、具体的に申し立てられて鑑定した結果、例示とは異なる手続になることもあり得るので、利用目的と利用手続を関連づけた広報を行うことは困難である。

検察官も申立権者には入っているが、実際に考えると鑑定費用をどうするか等の問題もあると思うし、第三者の申立という点では、地域の市町村長等の申立の方が効果があるのではないか。

鑑定については、例えば介護保険の認定を流用するとか、いろいろ方法が考

えられるのではないか。

市町村長が申し立てるのは、申立権のある4親等内の親族がいない場合に限っているために事例が少ないという話を聞いているが、どうか。

裁判所がそういった限定をしているのではないが、市町村長の方では費用等の財政的な負担をする説明のために、本来的に申立をすべき親族がいないかどうか調査しているのではないか。

市町村長としては、親族相互扶助優先というか、親族がいる場合には動かないと思われる。経費の問題としても減免措置が取られてないと簡単には利用しにくいし、行政として何を基準に制度を利用するかのガイドラインがないとできない。また、裁判所が後見人の職務と考えている身上監護の機能は極めて限定的だが、実際には本人の生活全般の状況を考えてやらないといけないのではないか。裁判所でも調査官の調査は行われていると思うが、そのような生活全般を考慮するとなると臨床心理士なり精神科医なりが常に利用者と一緒に動く必要があると思われるので、そういう意味でも裁判所だけでやっていくのは大変ではないか。

弁護士会では、市町村長の申立が増えていない理由として、4親等内の親族がいない場合に限られているのでいろいろと調査が必要な点と、もう一つは申立をする場合に書類を作成するのが自治体の職員になるが、職員があまり手続を知らないためにやりたがらないという面もあると考えている。あと費用の問題で助成が1人当たり月1.8万円しかないので、数としても多くの申立はできないということも理由の一つと聞いている。

広報の問題として、配布資料を見るとすべて「成年後見等」となっていて、説明の対象が何なのか、成年後見全体か狭い意味の後見だけかなどがわかりにくいという気がする。また、後見人の役割の点も、立法の段階では相当議論して明確にしたはずであったが、最近は専門家でも誤解しているように思われる。具体的に言うと契約とかの法律行為はするけども看病とかの事実行為はしないでいいというか後見人の権限に入っていないということをきちんと一般の人に広報すべきと思われる。それによって反感を買うということも考えられるが結果的には普及すると思う。

鑑定書と診断書について、医師としては、やはり裁判所に出す鑑定書となる

ととても大変で書く気がしないということがあるのではないか。配布資料にある診断書であればある程度簡単に書けると思うが、鑑定となると、これ以外に相当詳しい鑑定書が必要ということか。

この制度ができるときに、最高裁が精神科医師の団体等と協議して、相当簡単に作成できるように書式も決めて手引きも作っているし、鑑定費用についても従来は30万円程度かかっていたのを10万円程度に抑えるようにしている。

実務を担当していた経験では、書式を決めていることもあって、鑑定書を作成するのが困難だという理由で断られることはなかった。本人の主治医が鑑定をしない理由としては、やはり親族間の紛争に巻き込まれるのが嫌だということである。

たくさんの貴重な意見をいただき、有意義な意見交換がなされた。内容については当庁で検討して、実務に取り入れるべき部分は取り入れるなど検討したい。

(4) 次回の意見交換テーマ、次回期日等

次回の意見交換テーマについては、人事訴訟が今年4月から家裁に移管されて、件数的にも昨年の地裁よりも若干上回る事件の申し立てがある。参与員や調査官の関与も本格化してきており、運用上の問題点もいくつか生じてきているので、来春1年程度経過した時点の状況を基にして、その問題点等についていろいろと御意見を伺いたいと考えるがいかがか。

前回のときには、今後のテーマの候補としてDVとか児童虐待も出ていたが、それらはどうするのか。

その点は、次々回以降のテーマの検討候補として、次回は、ちょうど施行後1年と区切りのいいところで人事訴訟ということではいかがか。

(各委員) 異議なし。

(5) 次回の予定等

ア 平成17年度第1回委員会開催日時

平成17年5月19日(木)午後3時

イ 上記委員会のテーマに関する準備検討会日時

平成17年3月3日(木)午後1時30分